

平成21年4月24日

国際裁判管轄法制に関する中間とりまとめのためのたたき台(2)

第2 特別裁判籍（続き）

5 不法行為地

不法行為地の特別裁判籍については、以下のとおりとすることでどうか。

不法行為に関する訴えは、不法行為があった地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。ただし、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、この限りでないものとする。

（補足説明）

本文は、第3回部会における多数意見（部会資料8の本文①の甲案と本文②のA案の組み合わせ）を前提とした規律を提案するものである。

6 社団又は財団に関する訴え

社団又は財団に関する訴えの特別裁判籍については、以下のとおりとすることでどうか。

① 社団又は財団の組織に関する訴え、社団又は財団における責任追及の訴え、社団又は財団の役員解任の訴え、持分会社の社員の除名の訴え、社債発行会社の弁済、和解その他の行為の取消しの訴えその他これに準ずる訴えは、社団又は財団が日本の法令により設立されたものであるときは、日本の裁判所の管轄に専属するものとする。

②【甲案】社団又は財団からの役員又は役員であった者に対する訴えで役員としての資格に基づくものは、社団又は財団が日本の法令により設立されたものであるとき（社団又は財団が法人でない場合には、社団又は財団の主たる事務所又は営業所の所在地が日本国内にあるとき。）は、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【乙案】法第5条第8号に掲げる訴えの特別裁判籍について、特段の規

律を置かないものとする。

【丙案】法第5条第8号に掲げる訴えは、社団又は財団が日本の法令により設立されたものであるとき（社団又は財団が法人でない場合には、社団又は財団の主たる事務所又は営業所の所在地が日本国内にあるとき。）は、日本の裁判所に提起することができるものとする。

（補足説明）

1 本文①について

第3回部会において、部会資料9の本文①の規律について、

(i)外国の法人の組織に関する訴え等が日本の裁判所で提起された場合には、日本の裁判所が管轄を有しないことを明らかにする点で規定を置く意味があるのではないか

(ii)例えば、宗教法人法や医療法上の訴えについては、専属管轄の規定は置かれていないが、これらの法律に基づき設立された法人の組織に関する訴え等についても、日本の裁判所が専属管轄を有するものとするべきではないか

(iii)会社法第7編第2章に規定する訴えから、第6節に規定する訴えを除いているが、第4節に規定する訴えも除くべきではないか

などの指摘がされたことを踏まえ、上記の規律を提案するものである。

本文①は、会社法第7編第2章各節に掲げる訴え（第4節及び第6節を除く。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第6章第2節各款に掲げる訴え、会社法及び一般法人法の上記訴えに関する規定を準用する各法令上の訴え、宗教法人法のように専属管轄の規定を有しないが、性質上、会社法及び一般法人法の上記訴えに準ずる訴えを対象として含むものであり、その社団又は法人が日本の法令により設立されたものである場合（したがって、権利能力なき財団又は社団は含まれない。）には、日本の裁判所の専属管轄に属する旨を内容とするものである。

（注）

権利能力なき社団又は財団も本文①の規律の対象として含めるべきかという点についてはどう考えるか（なお、本文②の社団又は財団には、権利能力なき社団又は財団も含まれる。）。

2 本文②について

甲案は、部会資料9の甲案のうちのC案の規律を提案するものである。

乙案は、部会資料9の乙案から変更はない。

丙案は、法第5条第8号が規定する訴えのうち、イ、ハ及びニの訴えについても、

本文①の規定で含むことができない請求の国際裁判管轄が問題となり得る（部会資料10の1(1)(i), (2), (4)(i), (5)参照）ことから、同号が規定する訴えのすべてについて特別裁判籍を設けることを提案するものである。

(注)

社団等の債権者から役員等に対する訴え（第三者から取締役等に対する損害賠償の訴え（会社法第429条）等）について、社団又は財団に関する訴えの特別裁判籍に加えるかどうかについては、どう考えるか。

7 不動産に関する訴え

不動産に関する訴えの特別裁判籍については、以下のとおりとすることかどうか。

- ① 不動産に関する訴えは、その不動産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起できるものとする。
- ② 【甲案】上記①の規律以外に特段の規律を置かないものとする。
【乙案】不動産に関する訴えのうち、物権及び物権的請求権に係る訴えは、上記①の規律にかかわらず、その不動産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所の管轄に専属するものとする。

(補足説明)

1 本文①について

部会資料9から変更はない。

2 本文②について

部会資料9から変更はない。第3回部会においては、(i)日本国内の不動産について当事者が外国の裁判所で訴訟をするのであれば、その間接管轄を否定するほどの必要性はない、(ii)不動産の明渡請求について、債権的請求と物権的請求とで規律が異なるのは合理的ではないなどの理由から、甲案を支持する意見が多数であった。他方で、乙案を支持する意見もあり、意見が分かれた。

8 登記又は登録に関する訴え

登記又は登録に関する訴えの特別裁判籍については、以下のとおりとすることかどうか。

登記又は登録に関する訴えは、その登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所の管轄に専属するものとする。

(補足説明)

部会資料9から変更はない。ただし、第3回部会において、外国の裁判所が日本の不動産の登記に関する訴えについて判決をした場合に、間接管轄を否定するまでの必要はないとする意見もあった。

9 相続に関する訴え

相続に関する訴えの特別裁判籍については、以下のとおりとすることでどうか。

① 相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 相続開始の時ににおける被相続人の住所が日本国内にあるとき。

イ 相続開始の時ににおける被相続人の住所がない場合又は住所が知れない場合において、相続開始の時ににおける被相続人の居所が日本国内にあるとき。

ウ 相続開始の時ににおける被相続人の居所がない場合又は居所が知れない場合において、被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき。ただし、日本国内に住所を有していた後に外国に住所を有していたときは、この限りでない。

② 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで上記①の訴えに該当しないものは、上記①のアからウに掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(補足説明)

部会資料9と同内容であるが、普通裁判籍という用語を用いず、その内容を記載した。

なお、本文②は、法第5条第15号のような相続財産の存在の要件を設けないことを前提としている。

第3 合意管轄，応訴管轄

1 合意管轄

合意管轄については、以下のとおりとすることでどうか。

① 当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができるものとする。

【甲案】ただし、その合意が外国の裁判所の専属管轄を定めるものである場合において、その外国の裁判所が管轄権を有しないときは、この限りでないものとする。

【乙案】甲案のような規律を設けないこととする。

- ② 上記①の規律は、訴えに係る請求について、日本の法令によれば、日本の裁判所の管轄に専属するような管轄の原因が外国にあるとき（当事者が上記①の規律により合意で管轄裁判所を定める場合を除く。）は、適用しないものとする。
- ③ 上記①の合意（以下「管轄合意」という。）は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じないものとする。
- ④ 管轄合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとする。

（補足説明）

1 本文①について

本文①の本文は、部会資料9から変更はない。

なお、本文①で規律する管轄合意が日本の裁判手続において問題となる場面は、日本の裁判所を管轄裁判所とする付加的又は専属的管轄合意がある場合と、日本の裁判所の管轄を排除する合意がある場合であると考えられる。

本文①のただし書について、第3回部会においては、部会資料9の注1に記載した外国の裁判所に専属管轄を付与する合意について、その外国の裁判所が当該事件について管轄権を有することを合意の有効要件とすべきか否かという論点について意見が分かれたため、それを合意の有効要件とする考え方（甲案）と、緊急管轄等の規律に委ねることとして有効要件とはしない考え方（乙案）とを提案するものである。

2 本文②について

本文②が規律するのは、法令に専属管轄の定めがある場合であり、合意により定めた専属管轄がある場合は含まれないことを明らかにするため修正した以外に、部会資料9から変更はない。

なお、本文②の規律は、例えば、登記に関する訴えにつき法令に専属管轄の定めがある場合、日本の裁判所を専属的な管轄裁判所と定める合意に基づき、米国内の

不動産の移転登記手続請求訴訟を日本の裁判所に提起した場合にその管轄合意の効力を否定することを内容としている。逆に、日本国内の不動産の移転登記手続請求訴訟を日本の裁判所に提起した場合には、登記に関する訴えにつき法令に専属管轄の定めがある場合には、米国の裁判所を専属的な管轄裁判所と定める合意の主張をすることはできないと考えられる。第3回部会においては、前者の場合について、登記に関する訴えが米国の法令上専属管轄ではなく、被告が応訴した場合には、日本の管轄を認めてもよいとの意見もあった。

3 本文③について

部会資料9から変更はない。

4 本文④について

部会資料9の本文⑤から変更はない。

5 部会資料9の本文④及び⑥について

部会資料9の本文④及び⑥の規律については、第3回部会においてその内容に異論はなかったが、現在の民事訴訟法においては対応する規定は置かれておらず、国際裁判管轄に固有の事項ではないと考えられることから、本文には掲げなかったものである。

(参考)

部会資料9の本文④及び⑥の規律

④ 書面によってされた契約において、管轄合意を内容とする条項が記載された文書が当該契約の一部を構成するものとして引用されているときは、その管轄合意は書面によってされたものとする。

⑥ 管轄合意を含む一の契約において、管轄合意以外の契約条項が無効、取消しその他の事由により効力を有しないものとされる場合においても、管轄合意は、当然には、その効力を妨げられないものとする。

6 部会資料9の本文⑦（甲案，乙案）について

部会資料9では、一定の法律関係について、外国の裁判所を管轄裁判所とするとの合意があるときに、当事者が別段の定めをしない限り、専属的な管轄を定めたものとみなすべきであるとする考え方（甲案）と、特段の推定規定を置かないという乙案とを提示したが、第3回部会においては、甲案について、現在の実務慣行とは異なるなどとして、消極的な意見が多数であったことから、乙案のみを提案するものである。

7 部会資料9の注2について

第3回部会においては、専属管轄を付与する合意について、最判昭和50年の「その管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき等の場合は格別、原則として有効である。」という基準を緩和した規律を設けるべきであるという意見が出たが、上記最判50年の基準を緩和した基準を具体的な規律として表現することが困難であること、第3回部会においては、日本法に照らして公序法に反する場合には、合意の有効性が否定されるので、この点に関して特段の規律を置く必要はないという意見が出たことを踏まえて、特段の規律を置かないこととする案を提案するものである。

2 応訴管轄

応訴管轄については、以下のとおりとすることでどうか。

被告が第一審裁判所において日本の裁判所の管轄に属しないとの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、日本の裁判所は管轄権を有するものとする。ただし、訴えに係る請求について、日本の法令によれば、日本の裁判所の管轄に専属するような管轄の原因が外国にあるとき（当事者が上記1①の規律により合意で管轄裁判所を定める場合を除く。）はこの限りでないものとする。

(補足説明)

ただし書が規律するのは、法令に専属管轄の定めがある場合であり、合意により定めた専属管轄がある場合は含まれないことを明らかにするため修正した以外に、部会資料9から変更はない。

第4 個別分野の訴え

1 海事関係の訴え

海事関係の訴えについては、以下のとおりとすることでどうか。

- ① 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴えは、損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に訴えを提起することができるものとする。

- ②【甲案】上記①の規律以外に特段の規定を置かないものとする。

【乙案】海難救助に関する訴えは、海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に

訴えを提起することができるものとする。

(補足説明)

1 本文①について

部会資料 1 1 から変更はない。

2 本文②について

第 4 回部会において、便宜置籍船が国際的に広く利用されている現在では船籍所在地に特別裁判籍を認める合理性はないことについては、おおむね異論はなかった。

しかし、海難救助の訴えについて、実務上は仲裁が用いられることが多いとしても、訴えが提起される可能性がある以上、管轄に関する規定を置くべきではないかとの指摘がされたことから、乙案として海難救助に関する訴えについて規律を掲げたものである。

なお、船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについて、第 4 回部会において、担保の目的の所在地に国際裁判管轄を認めるかどうかとの平仄を考えるべきであるとの意見が多数であったことから、担保目的所在地の管轄についての検討を踏まえて、中間とりまとめの案を検討することとする。

2 知的財産権に関する訴え

知的財産権に関する訴えについては、以下のとおりとすることでどうか。

- ① 知的財産権（知的財産基本法第二条第二項に規定する知的財産権をいう。）の登録に関する訴えは、その登録をすべき地が日本であるときは、日本の裁判所の管轄に専属するものとする。
- ② 設定の登録により発生する知的財産権の存否又は効力に関する訴えは、その登録をすべき地が日本であるときは、日本の裁判所の管轄に専属するものとする。

(補足説明)

1 本文①について

第 4 回部会において、本文①の規律は、設定の登録により発生する権利に限定する必要はないのではないかとの指摘があったことから、「設定の登録により発生する」を削除した。

2 本文②について

部会資料 1 1 から変更はない。

なお、第4回部会の議論を踏まえ、本文②の「存否」は、知的財産権の存在・不
存在に関する訴訟、「効力」は、知的財産権の有効性に関する訴訟を意味するものと
し、「帰属」に関する訴訟は含まないものと整理した。

また、本文②については、外国の知的財産権について日本の裁判所を管轄裁判所
とする合意がある場合や、被告が応訴する場合にまで日本の裁判所の管轄を否定す
る必要はないのではないかとの意見も出された。

(注)

外国における設定の登録により発生した知的財産権の侵害に係る訴えが提起され
た場合において、裁判所が必要があると認めるときは、特許法第168条第2項の
規定と同様の趣旨に基づき、外国において係属している当該権利の存否又は効力を
確定する手続が完結するまで、その訴訟手続を中止することができるものとするこ
とについて、第4回部会においては、概ね賛成との意見が多かった。この点につい
ては、国際訴訟競合に関する規律や関連法令との関係等も踏まえ、なお検討を要す
る。